

【表紙】
【提出書類】 変更報告書No. 3
【根拠条文】 法第27条の25第1項
【提出先】 関東財務局長
【氏名又は名称】 株式会社東芝
代表取締役 社長執行役員 CEO 島田 太郎
【住所又は本店所在地】 神奈川県川崎市幸区堀川町72番地34
【報告義務発生日】 2026年3月31日
【提出日】 2026年4月7日
【提出者及び共同保有者の総数(名)】 1
【提出形態】 その他
【変更報告書提出事由】 株券等に関する担保契約等重要な契約の変更

第1【発行者に関する事項】

発行者の名称	デジタルグリッド株式会社
証券コード	350A
上場・店頭の別	上場
上場金融商品取引所	東京証券取引所

第2【提出者に関する事項】

1【提出者（大量保有者） / 1】

(1)【提出者の概要】

【提出者（大量保有者）】

個人・法人の別	法人（株式会社）
氏名又は名称	株式会社東芝
住所又は本店所在地	神奈川県川崎市幸区堀川町72番地34
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

【法人の場合】

設立年月日	1904年6月25日
代表者氏名	島田 太郎
代表者役職	代表取締役 社長執行役員 CEO
事業内容	電気機械器具製造業、計量器、医療機械器具その他機械器具製造業、ソフトウェア業、電気通信業、放送業、情報処理サービス業、情報提供サービス業、化学工業、金属工業、建設業、不動産売買・賃貸借・仲介業、窯業、土石採取業、電気供給業、金融業

【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	株式会社東芝 法務・コンプライアンス部法務第一室 北川 裕之
電話番号	044-578-8245

(2)【保有目的】

協力関係を維持するため政策的に保有している。

(3)【重要提案行為等】

該当事項なし

(4) 【上記提出者の保有株券等の内訳】

【保有株券等の数】

	法第27条の23 第3項本文	法第27条の23 第3項第1号	法第27条の23 第3項第2号
株券又は投資証券等(株・口)	4,999,920		
新株予約権証券又は新投資口予約権証券等 (株・口)	A	-	H
新株予約権付社債券(株)	B	-	I
対象有価証券カバードワラント	C		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		K
株券信託受益証券			
株券関連信託受益証券	E		L
対象有価証券償還社債	F		M
他社株等転換株券	G		N
合計(株・口)	O 4,999,920	P	Q
信用取引により譲渡したことにより 控除する株券等の数	R		
共同保有者間で引渡請求権等の権利が 存在するものとして控除する株券等の数	S		
保有株券等の数(総数) (O+P+Q-R-S)	T		4,999,920
保有潜在株券等の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L+M+N)	U		

【株券等保有割合】

発行済株式等総数(株・口) (2026年3月12日現在)	V	40,408,380
上記提出者の株券等保有割合(%) (T/(U+V)×100)		12.37
直前の報告書に記載された 株券等保有割合(%)		12.90

(5) 【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況】

年月日	株券等の種類	数量	割合	市場内外取引の別	取得又は処分の別	単価

(6) 【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

<p>・提出者は、2024年9月10日付担保権設定に関する協定書（その後の債権者の追加・変更を含みます。）に基づき、株式会社三井住友銀行、株式会社みずほ銀行、三井住友信託銀行株式会社、株式会社三菱UFJ銀行、株式会社あおぞら銀行、株式会社国民銀行、株式会社日本政策投資銀行、株式会社りそな銀行、株式会社横浜銀行、ドイチェ・バンク・アクチエンゲゼルシャフト（ドイツ銀行）、明治安田生命保険相互会社、玉山商業銀行股份有限公司、株式会社山口銀行、株式会社三十三銀行、第一生命保険株式会社、大樹生命保険株式会社、株式会社千葉銀行、株式会社伊予銀行、株式会社岩手銀行、株式会社七十七銀行、株式会社大分銀行、日本生命保険相互会社（以下「本シニアローン債権者」といいます。）に対して、提出者が保有する発行者の普通株式の全てを、TBJH株式会社の借入債務の担保として差し入れることを合意（以下「本合意」といいます。）しております。</p> <p>・本合意に基づき本シニアローン債権者を担保権者として提出者が保有する発行者の普通株式の全てに、2026年1月16日付で担保権を設定しました。</p> <p>・提出者と本シニアローン債権者は、2026年3月31日付で2024年9月10日付担保権設定に関する協定書を解約しました。これにより、本合意に基づき本シニアローン債権者を担保権者として提出者が保有する発行者の普通株式の全てに対して2026年1月16日付で設定した担保権が全て解除されました。</p>

(7) 【保有株券等の取得資金】

【取得資金の内訳】

自己資金額（W）（千円）	
借入金額計（X）（千円）	
その他金額計（Y）（千円）	
上記（Y）の内訳	<p>2025年1月23日付で、発行者の定款に定める取得条項に基づき発行者が全ての優先株式を取得すると引換えに、普通株式83,332株を取得。</p> <p>2025年2月12日付で、株式分割（1：10）により749,988株を取得。</p> <p>2025年11月1日付で、株式分割（1：6）により4,166,600株を取得。</p>
取得資金合計（千円）（W+X+Y）	

【借入金の内訳】

名称（支店名）	業種	代表者氏名	所在地	借入目的	金額（千円）

【借入先の名称等】

名称（支店名）	代表者氏名	所在地